

〈はまぎん〉コンビニ収納サービス利用規定【2021年8月改定】

第1条【基本事項】

株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)が提供する「〈はまぎん〉コンビニ収納サービス」(以下「本サービス」といいます)を利用するにあたり、本サービスにより販売代金・サービス代金等の料金(以下「料金」といいます)の収納事務を委託する者(以下「契約者」といいます)は、本利用規定の定めに従うこととします。

第2条【本サービスの内容】

(1) 料金の収納

契約者の債務者(以下「料金支払者」といいます)から、第7条第1項に定めるコンビニエンスストア(以下「提携コンビニ」といいます)およびスマートフォン等電子機器による収納(以下「スマホ収納」といいます)を提供する会社(以下「スマホ収納提供会社」といいます)が収納した料金(以下「収納料金」といいます)を、地銀ネットワークサービス株式会社(以下「CNS」といいます)が取りまとめ、当行所定の入金日に振込等の方法により契約者の預金口座に入金します。

(2) 収納結果(料金収納情報)の通知

契約者は、契約者が占有するパーソナル・コンピュータ等をCNSセンター(CNSが指定する会社のセンターを含みます)のコンピュータに接続することにより、提携コンビニおよびスマホ収納提供会社での収納結果(以下「料金収納情報」といいます)を取得することができます。

(3) 手数料負担方式

契約者は、あらかじめ指定した次の一方または双方の手数料負担方式により本サービスを利用することができます。

ただし、第4条に定めるサービス方式として「Web通知方式」を選択した場合には、本項第1号の方式は選択できないこととします。

① 手数料払込人負担方式

料金支払者が提携コンビニまたはスマホ収納提供会社所定の払込人負担方式用従量手数料[変動部分](以下「変動従量手数料」といいます)を負担し、契約者が当行所定の当初契約料、月額手数料と払込人負担方式従量手数料[固定部分](以下「固定従量手数料」といいます)を負担する方式

② 手数料受取人負担方式

契約者が当行所定の当初契約料、月額手数料と受取人負担方式用従量手数料を負担する方式

第3条【利用にあたっての注意事項】

(1) 遵守事項

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項を遵守することとします。

① 必要事項の届け出

契約者は、本サービスを利用するにあたり、当行所定の「〈はまぎん〉コンビニ収納サービス利用申込書」(以下「利用申込書」といいます)を当行に提出し、本サービスの利用にあたっての必要事項を当行に届け出ることとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに当行に届け出ることとします。

② 利用内容の変更

i) 利用内容の変更の届け出

利用内容または届出事項を変更するときは、契約者はすみやかに当行所定の方法により届け出

ることとします。この届け出の前に契約者に生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

ii) 利用内容の変更時の免責

利用内容または届出事項の変更にあたり、提携コンビニ、スマホ収納提供会社、CNSおよびその他関係会社(以下「関係会社等」といいます)に対し変更手続きを依頼する必要がある場合に、当行がこれらの手続きに通常要する期間内に関係会社等に変更の依頼をした場合は、当行は履行遅滞の責任を負いません。

③ 事務処理要領の遵守

契約者は、契約者が発行する「バーコード付き払込取扱票」(CNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社が定める仕様に基づくもの)(以下「払込取扱票」といいます)やバーコードの仕様、および本サービスにおける各種取扱方法について、CNSが別途定める「事務処理要領」に従うこととします。

④ 取扱金額の制限

契約者は、額面で30万円を超える払込取扱票には、提携コンビニ収納用およびスマホ収納用のバーコードを印字しないこととします。

(2) 確認事項

① 本サービス対象外の行為

料金支払者に対する次の行為は、本サービスの対象外とします。

- i) 収納料金の内容に関する調査・説明
- ii) 払込取扱票、請求書、領収書の発行・再発行
- iii) 入金状況の確認・通知および入金の督促
- iv) 料金の収納事務に関する問い合わせへの回答、折衝

② 契約者の責務

契約者は、次の事項を料金支払者に徹底する義務を負うこととします。なお、料金支払者が提携コンビニまたはスマホ収納提供会社において下記の禁止事項または履行事項に違反した場合には、契約者に責務懈怠があったものと推定します。

禁止事項および履行事項の内容については、料金支払者に対し、契約者の責任において事前に周知徹底しておくこととします。

- i) 払込取扱票のバーコードに支払期限日を設定した場合には、支払期限日経過後に提携コンビニまたはスマホ収納提供会社に収納依頼を行わないこと〔禁止事項〕。
- ii) 「手数料払込人負担方式」を利用する場合において、所定の変動従量手数料を収納依頼時に提携コンビニまたはスマホ収納提供会社に対して支払うこと〔履行事項〕。

③ CNS、提携コンビニ、スマホ収納提供会社による審査

本サービスの利用開始にあたってはCNS、提携コンビニ、またはスマホ収納提供会社による事前審査があります。契約者は審査の結果本サービスの利用が認められなかったとしても当行に対し異議を申し立てないこととします。

(3) 保証事項

契約者は、契約者自身および収納料金が、次に該当しないことを保証することとします。

- ① 風俗産業に関係する
- ② 新興宗教に関係する
- ③ 消費者金融に関係する(ただし、割賦販売の返済は除く)

- ④ マルチまがい商法に関する
- ⑤ 非合法商品に関する
- ⑥ 納付者と収納金額が特定できない募金および寄付
- ⑦ 暴力団等反社会勢力に関する
- ⑧ その他公序良俗に反する事業に関する

第4条【料金収納事務の内容・サービス方式】

契約者は料金収納事務の内容、および「提携コンビニまたはスマホ収納提供会社に提供する収納依頼情報、ならびにCNSが契約者に配信する料金収納情報(速報データ)(以下『速報データ』といいます)の配信期日および提供方法」(以下「サービス方式」といいます)について次の各号の方式を選択することができます。なお、これらの内容およびサービス方式の選択は、契約者が当行に提出する利用申込書により行なうこととし、(2)(3)の方式を選択する場合は、利用申込書のほか、別途、当行所定の「くはまぎん」コンビニ収納サービス利用特約書(以下「特約書」といいます)を提出することとします。

なお、(1)の方式を選択した場合に、提携コンビニでの収納に加え、スマホ収納提供会社での収納を追加する場合は、利用申込書の提出のほか、当行所定の手続きをおこなうこととします。

ただし、当行が提供するスマホ収納については、本サービスへの申し込みをもって取り扱いを可能とします。この場合、企業・団体により別途手続きが必要な場合があります。

(1) スタンダード方式

① 収納依頼情報の提供方法

契約者が作成した払込取扱票を、料金支払者が提携コンビニの店頭で提出する方法または印字されたバーコードをスマホ等で読み取る方法により収納依頼情報を提供します。

② 提携コンビニおよびスマホ収納提供会社における料金の収納および料金収納情報の伝送方法

提携コンビニは、料金支払者が料金とともに提携コンビニに提出した「払込取扱票」に印字されたバーコードを読み取ることにより作成した料金収納情報(以下「原料金収納情報」といいます)をCNSに伝送します。

なお、料金支払者が料金とともに提携コンビニに提出した払込取扱票(控)は、提携コンビニにおいて保管し、提携コンビニ所定の保管期限経過後は細断・焼却・溶解等、確実な方法により廃棄することとします。

スマホ収納提供会社は、料金支払者が「払込取扱票」に印字されたバーコードをスマホ等で読み取ることにより作成した原料金収納情報をCNSに伝送します。なおスマホ収納においては、払込取扱票(控)の保管はしないこととします。

また、提携コンビニまたはスマホ収納において二重払いがなされた場合、提携コンビニまたはスマホ収納提供会社は料金支払者に返金しないものとし、契約者と料金支払者が対応を協議するものとします。

③ 原料金収納情報の加工および加工料金収納情報の伝送方法

CNSは、原料金収納情報に収納料金の入金予定日等の必要な情報を電子計算処理により付加した料金収納情報(以下「加工料金収納情報」といいます)をCNS所定の方法により契約者に配信します。

なお、契約者はCNSが配信する加工料金収納情報を「インターネット接続」により取得します。

④ 電子計算処理の仕様等

加工料金収納情報の仕様およびCNSから収納企業への配信のために必要な事項は、別途CN

Sが定める「事務処理要領」のとおりとします。

⑤ 収納金額と原料金収納情報の突合義務

CNSおよび当行は、提携コンビニまたはスマホ収納提供会社から受領した料金金額と払込取扱票に記載の請求金額および原料金収納情報に付加された収納金額とを突合・確認する義務を負いません。

(2) Web通知方式

① 収納依頼情報の提供方法

契約者が料金支払者あてにWeb画面または電子メールを利用して通知する支払番号を、料金支払者が「提携コンビニの店舗に設置された情報端末」に入力することにより、料金払込票を出力し、料金支払者がこの料金払込票を提携コンビニの店頭に提出する方法により収納依頼情報を提供します。

② 料金収納情報の伝送方法

提携コンビニにおける料金収納日当日から、CNSが運営するWebサーバーを使用してCNS所定の方法により契約者に「速報データ」を配信します。

(3) リアル通知方式

① 収納依頼情報の提供方法

契約者が作成した払込取扱票を、料金支払者が提携コンビニの店頭に提出する方法により収納依頼情報を提供します。

② 料金収納情報の伝送方法

提携コンビニにおける料金収納日当日から、「データ伝送(全銀手順)」によるデータ伝送通知サービス、またはCNSが運営するWebサーバーを使用してCNS所定の方法により契約者に「速報データ」を配信することとします。なお、どちらを利用するかは、契約先があらかじめ利用申込書により選択することとします。

第5条【取扱可能時間】

(1) 料金の収納取り扱い

提携コンビニの営業時間帯とします。スマホ収納についてはスマホ収納提供会社のアプリの稼働時間帯とします。

(2) 料金収納情報の取得

毎週月曜日から金曜日(ただし、祝休日および毎年12月31日から1月3日を除く)における当行所定の時間帯とします。

第6条【収納委託関係の承認】

(1) 再委託の承認

契約者は、本サービスを利用するにあたり、当行が料金収納事務をCNSに委託すること、およびCNSが提携コンビニおよびスマホ収納提供会社に再委託することにより、提携コンビニにおいて契約者に代わって料金支払者から料金を収納し、領収書を発行することを承認します。

ただし、契約者は、スマホ収納提供会社が契約者に代わって領収書を発行することはせず、スマホ収納提供会社のアプリに領収したことを表示するなど、スマホ収納提供会社が定める方法で料金支払者に対して通知することをもって領収の証とすることを承認します。

(2) 取扱店舗の範囲

提携コンビニはその「本部直営店」および「加盟店基本契約を締結している加盟店」、および「エリアフランチャイズ契約等を締結した法人がある場合はその直営店と加盟店」において収納事務を取り扱

うこととします。

第7条【提携コンビニおよびスマホ収納提供会社】

(1) 提携コンビニおよびスマホ収納提供会社の範囲

提携コンビニの名称および取扱可能な「サービス方式」は、当行のホームページに掲載する「くはまぎん>コンビニ収納サービス/提携コンビニエンスストア一覧表」(以下「提携コンビニ一覧表」といいます)に記載のとおりとします。

スマホ収納提供会社の名称および取扱可能な「サービス方式」は、当行のホームページに掲載する「くはまぎん>コンビニ収納サービス/スマホ収納提供会社一覧表」(以下「スマホ収納提供会社一覧表」といいます)に記載のとおりとします。

(2) 提携コンビニおよびスマホ収納提供会社の変更等

契約者は、CNSが当行にあらかじめ通知することにより、提携コンビニおよびスマホ収納提供会社を追加、変更、削除(以下「変更等」といいます)できることを承認します。

(3) 提携コンビニおよびスマホ収納提供会社の変更等の通知

提携コンビニおよびスマホ収納提供会社に変更等があった場合、当行は当行のホームページにその旨掲載し、同時に「提携コンビニ一覧表」および「スマホ収納提供会社一覧表」を変更等の内容を反映させたものに差し替えます。

(4) 提携コンビニおよびスマホ収納提供会社の削除

提携コンビニおよびスマホ収納提供会社について「支払の停止」または「破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立」があったときは、前項の規定にかかわらず契約者がこれらの事実を知り得べかりし時点をもって「提携コンビニ一覧表」および「スマホ収納提供会社一覧表」から当該提携コンビニおよびスマホ収納提供会社が削除されたものとみなします。

第8条【商標の使用】

(1) 商標の使用目的

契約者は納付場所、または納付方法を示す目的で行なう場合に限り払込取扱票および広報用媒体にCNS、提携コンビニ、およびスマホ提供会社の指定する商標を表示することができることとします。

(2) 使用の承認と管理義務

前項の場合において、契約者は、CNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社の指定する商標が掲載された最終原稿等を、当行を介してCNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社に提示し、当該商標の使用についてCNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社の事前承認を得ることとします。また、契約者はCNSから預託されるCNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社の指定する商標の清刷り等を自己が使用する目的でのみ保管することができ、その保管は善良なる管理者の注意義務をもってすることとします。

(3) 使用の中止等

CNS、提携コンビニ、またはスマホ収納提供会社は、本条第1項に基づく「契約者による商標の使用」が不適切であると判断した場合は、契約者に対し、当該商標の使用法の改善または使用の中止を求めることができることとします。この場合、契約者はただちに応じることとします。

第9条【コンビニ収納管理システムの使用許諾】

(1) 管理システムの使用許諾

契約者は、CNS所定の「コンビニ収納管理システム「コンパス」使用許諾申込書」(以下「使用許

諾申込書」といいます)を提出することにより、払込取扱票を作成し、または第4条第1号に定める加工料金収納情報を取得するためのコンビニ収納管理システム「コンパス」(以下「コンパス」といいます)の貸与を、当行(当行が指定する会社を含みます)から受けることができます。

(2) 管理システムの使用許諾時の留意事項

契約者はコンパスの使用にあたっては、使用許諾申込書記載の利用規約を遵守することとします。

第10条【取扱手数料等の支払い】

契約者は、本サービスの利用にあたり、当行所定の「エレクトロニックバンキングサービス手数料一覧表」『くはまぎん>コンビニ収納サービス』手数料・諸費用一覧表」記載の取扱手数料・諸費用(第2条第3項に定める「手数料払込人負担方式」において、料金支払者が負担すべき手数料を除く)(以下「手数料等」といいます)およびそれにかかる消費税・地方消費税相当額を負担することとし、第11条に記載の方法により支払うこととします。

なお、「手数料払込人負担方式」と「手数料受取人負担方式」の双方を利用する場合は、各負担方式毎にそれぞれ当初契約料・月額手数料を支払うこととします。

第11条【取扱手数料等の支払方法】

(1) 通常の方法

手数料等は、当行所定の日に次の各号に基づき預金口座振替の方法により引き落とします。

① 手数料等の引落指定口座

引落指定口座は、契約者が当行に提出した利用申込書に記載の手数料引落指定口座とします。

② 引落方法

手数料等の引き落としにあたっては、当行の当座勘定規定または普通預金取引規定にかかわらず、小切手の呈示または普通預金通帳・同払戻請求書の提出なしで当行所定の方法により処理します。なお、この預金口座振替について万一紛議が生じても、当行の責に帰する場合を除き、契約者は当行にいっさい迷惑・損害をかけることとします。

(2) 従量手数料の支払方法の特例

① 従量手数料の差し引き入金

第4条に定める「Web通知方式」または「リアル通知方式」の利用にあたっては、前項の規定にかかわらず、CNSは固定従量手数料および受取人負担方式従量手数料を収納代金より差し引いた金額を契約者が指定した契約口座に入金することとします。

② 収納代金が手数料金額より小さい場合

CNSが収納した代金が当行所定の固定従量手数料および受取人負担方式用従量手数料に満たない場合は、CNSは収納金額全額を契約口座に入金することとし、契約者は当行からの請求により当行所定の方法により固定従量手数料および受取人負担方式従量手数料を支払うこととします。

第12条【費用負担の範囲】

(1) 当行が負担する費用

当行は、「契約者より受託した事務を遂行するためにCNSに支払う再委託事務費用」のみ負担します。なお、払込取扱票の作成・発送費用、加工料金収納情報の取得に要する通信・回線費用等、その他の費用は契約者の負担とします。

(2) サービス開始にあたっての費用負担等

契約者が本サービスを利用する場合は、払込取扱票のフォーマット確認、およびバーコードの読み

取り可否等を判定するためのテスト用払込取扱票の作成費用等、提携コンビニおよびスマホ収納提供会社が定める基準による審査を受けるために必要となる費用は契約者の負担とします。なお、審査を受けるために必要となった費用は、たとえ審査の結果本サービスの利用が開始できなかったとしても、返却しません。

(3) 仕様の変更による費用負担の発生

提携コンビニ、スマホ収納提供会社、またはその所属する業界団体がバーコード、払込取扱票の仕様を変更したことにより、契約者に不都合が生じたとしても当行はいっさい責任を負いません。また、これらの変更に伴い費用が発生した場合は、契約者がその費用を負担することとします。

第13条【契約の解約】

(1) 通知による解約

① 通常の解約

本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)は、3か月前までに相手方に通知することにより、契約者または当行(以下「当事者」といいます)のいずれか一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によることとします。

② 催告に基づく解約

当事者は相手方が次の各号に該当する場合、相当期間を定めてその改善を催告することとします。それにもかかわらず改善されないときは、相手方に通知することにより本契約を解約することができることとします。なお、契約者が当行に対して催告する場合は書面によることとします。

- i) 本利用規定および特約書の定めに違反したとき、または、本サービスの利用に際し、不当な行為があったとき
- ii) 料金の内容が第3条第3項の各項目のいずれかに該当すると当行が認めたとき
- iii) 提携コンビニ、スマホ収納提供会社、またはCNSより、契約者が本サービスを利用することが不適當である旨の通知を受けたとき
- iv) 本条第2項第1号に定める事由以外に、信用状況が悪化したと認められる相当の事由が生じたとき

(2) 通知を必要としない解約および損害賠償

当行は、契約者に次の事由があるときは、契約者に対し何ら通知することなく、ただちに本契約を解約することとします。なお、第2号の事由により本契約を解約する場合には、契約者は当行に生じた損害を賠償することとし、その金額は「実際の損害金額」または「2年分の取扱手数料(月額手数料・固定従量手数料・受取人負担方式用従量手数料)金額」のいずれか大きい方とし、固定従量手数料・受取人負担方式用従量手数料の金額は、解約日の属する月の前月以前24か月間(契約期間が24か月に満たない場合はその契約期間)の収納件数に従量手数料単価を乗じたもので計算することとします。

- ① 「支払の停止」または「破産手続開始・民事再生手続開始・特定調停手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立」があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 監督官庁から業務の取消・停止処分を受けたとき、または転廃業をするための手続きを開始したとき

第14条【解約時の取り扱い】

(1) 解約時における契約者の責務

契約者が本サービスを解約する場合、契約者は解約後に料金支払者が提携コンビニおよびスマホ収納提供会社に対して収納依頼を行わないよう通知、徹底する義務を負うこととします。

(2) 解約後に料金を収納した場合の取り扱い

前項の規定に反して、本サービスの解約後に料金支払者が提携コンビニおよびスマホ収納提供会社に対して収納依頼をした場合は、提携コンビニが資金を収納しても契約者は異議を申し立てしないこととします。また、この場合収納した資金を料金支払者に返却するか契約者に納付するかは当行の判断によることとします。

第15条【損害賠償の範囲】

本サービスの利用により契約者および料金支払者が当行の責に帰する事由により損害を受けた場合、当行は当行の行なった料金収納にかかる事務処理に起因して、契約者および料金支払者に直接生じた通常の損害に限定して賠償の責を負うこととし、その他いっさいの責任を負いません。また、その賠償金額は本サービスの対価として過去24か月間に当行が契約者から受領した取扱手数料金額を上限とします。

第16条【免責】

当行は次の各号に示す場合においていっさいの責任を負いません。

- ① 契約者と料金支払者との間に生じた紛議および損害(当行の故意または重過失に起因する場合を除く)
- ② CNSによる提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社の選任・監督により生じた紛議および損害
- ③ CNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社の責に帰すべき事由により生じた紛議および損害
- ④ CNS、提携コンビニ、またはスマホ収納提供会社に「支払の停止」または「破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立」があったことにより、CNS、提携コンビニ、またはスマホ収納提供会社における収納資金の回収が不能になったことに起因して契約者および料金支払者に生じた損害
- ⑤ 前各号のほか、天変地異、通信手段の不具合その他、当行の責によらない事由により生じた紛議および損害

第17条【機密の保持】

当事者は、本契約に伴って知り得た相手方が保有する機密情報については、本サービス提供の目的以外に使用しないこととします。また、本利用規定に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置をとることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。

第18条【個人情報の定義と利用にあたっての注意事項】

(1) 個人情報の定義

本契約において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により「特定の個人を識別」することができるものをいいます。

(2) 個人情報の提供の周知義務

本サービスによる収納を行なうことを目的として、当行、CNSおよびその委託先企業に料金支払者の個人情報を提供することにつき、契約者は料金支払者に周知することとします。

(3) 個人情報の利用目的

当行は、本個人情報の保護に十分注意を払うとともに、前項の目的以外には、本個人情報の複写、複製、加工、利用を行なわないこととします。

(4) 個人情報の第三者提供の制限

当行は、以下の場合を除き、本個人情報第三者に開示しないこととします。

- ① あらかじめ本人の同意が得られた場合
- ② 本人を識別できない状態で提供する場合
- ③ 法令に基づく場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) 個人情報の廃棄

当行、CNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社は、当行、CNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社が定める期間を経過したときに本個人情報を廃棄することとします。

(6) 再委託等

当行は、CNS、提携コンビニ、およびスマホ収納提供会社に対して再委託する場合は、本契約第16条から第18条に基づき、当行が契約者に対して負担する義務と同様の義務を負わせることとし、同様の義務を負わせる場合、当行は契約者に個別に再委託先を通知する義務を負わないこととします。

第19条【権利義務の譲渡禁止】

契約者は本契約に関するいっさいの権利義務を当行の承諾なく第三者に譲渡することはできません。

第20条【規定の変更】

この利用規定に変更の必要がある場合は次により取り扱います。

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応当日までに、当行ホームページに「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の規定が必要な場合は、契約者は当行の本支店あてに請求することとします。
- ② 規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。

第21条【サービスの提供期間】

本サービスの提供期間は、利用申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月前までに契約者または当行から相手方に対し解約の意思表示を行わない場合は、さらに1年間同じ条件で自動的に更新することとし、以後も同様とします。

なお、契約者から当行への解約の意思表示は、当行所定の方法によることとします。

第22条【管轄裁判所】

本サービスに関して紛争が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第23条【協議事項】

(1) 規定の解釈

本利用規定の解釈について疑義を生じた場合、または本利用規定に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。

(2) 問題の解決

本契約に関し当事者間で問題が発生した場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。

以上